

個人情報ファイルの名称	実施機関の名称	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		個人情報ファイルの利用目的	記録項目	記録範囲	記録情報の収集方法	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	記録情報の経常的提供先	開示請求等を受理する組織		訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	個人情報ファイルの種別		個人情報ファイル簿の作成(更新)年月日
		部・室	課等							名称	所在地		法第60条第2項第1号又は法第60条第2項第2号	政令第21条第7項に該当するファイルの有無	
1	健康管理システム	宇治市長	健康長寿部	健康づくり推進課	健康教育、健康相談、各種検診(健診)及び各種予防接種等に係る情報の管理を行うため	宇治市が実施責任を持つ健康教育、健康相談、各種検診(健診)及び各種予防接種を実施した者	本人から提出された申請書、職員が入力する健康教育及び健康相談等の情報、医療機関から提出された検診(健診)及び予防接種の情報	含む	統合宛名システムに接合している市区町村、受診者(被接種者)	宇治市健康長寿部健康づくり推進課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
2	特定健診等データ管理システム情報ファイル	宇治市長	健康長寿部	健康づくり推進課	特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査対象者の情報の管理を行うため	宇治市が実施責任を持つ健診実施者及び特定保健指導実施者	健診実施医療機関又は本人から提出された健診結果、職員又は実施機関が記録した特定保健指導情報	含む	オンライン資格確認システムに接合している市区町村、受診者(利用者)、京都府国民健康保険団体連合会	宇治市健康長寿部健康づくり推進課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
3	マルチマーカー情報ファイル	宇治市長	健康長寿部	健康づくり推進課	特定健康診査受診者の情報の管理・分析を行うため	宇治市が実施責任を持つ健診実施者	特定健診等データ管理システムから取り込んだ健診結果情報	含む	—	宇治市健康長寿部健康づくり推進課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
4	介護保険システム	宇治市長	健康長寿部	介護保険課	介護保険に関する保険料賦課・収納、介護認定、給付管理事務等を行うため	宇治市に住民票がある、または市外の施設に入所し宇治市で資格等を管理している、65歳以上の者または介護認定のある40歳以上65歳未満の者	本人から提出された申請書類、職員が調査したもの、官公署等からの通知	含む	京都府国民健康保険団体連合会	宇治市健康長寿部介護保険課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
5	国民年金システム情報ファイル	宇治市長	健康長寿部	年金医療課	国民年金に関する事務を行うため	国民年金加入者及び国民年金加入者であった者(資格喪失)	各種届出書・申請書類(資格取得、免除等)、年金事務所から提供された資料	含まない	日本年金機構	宇治市健康長寿部年金医療課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
6	後期高齢者医療システム情報ファイル	宇治市長	健康長寿部	年金医療課	後期高齢者医療制度に係る事務を行うため	宇治市に住民登録を有する又は他の都道府県の住所地特例施設に住所を有する75歳以上の人又は65~74歳の人で一定の障害の状態にある京都府後期高齢者医療広域連合からの認定を受けた人及び世帯構成員	本人等から提出された各種申請・届出等、住民基本台帳システム・京都府後期高齢者医療広域連合システム等との情報連携、職員が調査等をしたもの	含まない	京都府後期高齢者医療広域連合、日本年金機構	宇治市健康長寿部年金医療課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	有	令和5年4月1日
7	福祉医療システム情報ファイル	宇治市長	健康長寿部	年金医療課	福祉医療受給者の情報の管理を行うため	宇治市の福祉医療を受給する者、宇治市に福祉医療の申請を行った者	本人から提出された申請書類、職員が調査したもの	含まない	—	宇治市健康長寿部年金医療課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
8	未熟児養育医療システム情報ファイル	宇治市長	健康長寿部	年金医療課	未熟児養育医療受給者の情報の管理を行うため	宇治市の未熟児養育医療を受給する者、宇治市に未熟児養育医療の申請を行った者	本人から提出された申請書類(保健推進課)、職員が調査したもの	含まない	—	宇治市健康長寿部年金医療課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
9	国民健康保険システム	宇治市長	健康長寿部	国民健康保険課	国民健康保険における資格管理、保険料の賦課、保険給付、その他国民健康保険関連業務を行うため	宇治市に住民登録を有したことがある者、宇治市で被保険者資格を管理しており、市外の施設等に入所・通学する者	本人から提出された国民健康保険に関する届出書・申請書、行政機関・医療機関・審査支払機関・損害保険会社等からの通知、職員が調査等をしたもの	含む	他の市区町村、医療機関、審査支払機関(京都府国民健康保険団体連合会)	宇治市健康長寿部国民健康保険課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日
10	収滞納管理システム	宇治市長	健康長寿部	国民健康保険課	国民健康保険料の収納や納付状況の管理、口座振替や還付充当、督促状発布に関する業務を行うため	納付すべき国民健康保険料を有する者、口座振替登録を有する者	本人から提出された届出書、依頼書、金融機関からの収納情報、職員が調査等をしたもの	含まない	宇治市指定金融機関、宇治市収納代理金融機関、京都地方税機構	宇治市健康長寿部国民健康保険課	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地	—	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	無	令和5年4月1日